

さ情審査答申第301号
令和7年7月28日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成30年2月9日付けで貴職から受けた、「懲戒処分及び懲戒処分に準ずる処分一覧表 市長部局に限る 平成28年3月25日～直近まで(以下「本件対象行政情報」という。)」の一部開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年12月20日付け総人第3259号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取り消し、不開示とした「平成28年10月31日免職処分者の氏名」の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によるとおおむね以下のとおりである。

理由提示義務を懈怠した瑕疵がある

免職処分でありながら氏名が公表されず理由も明記されていない

よって開示せよ

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1 本件処分内容及び理由

審査請求人より「懲戒処分及び懲戒処分に準ずる処分一覧表 市長部局に限る 平成28年3月25日～直近まで」について行政情報の開示請求を受け、「懲戒処分及び懲戒処分に準ずる処分一覧（市長部局） 平成28年3月25日～直近まで」の行政情報を特定したが、特定の個人が識別できる個人に関する情報又は開示することにより、職員個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報があること、また、市の事務事業に関する情報で、開示することにより、市と職員又は職員相互の信頼関係が損なわれるおそれがあり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第2号及び第5号に該当する情報であったことから、一部開示決定を行った。

2 審査請求人の主張に対する実施機関の主張について

審査請求人は、行政情報一部開示決定通知書（総人第3259号）において不開示とした部分について、「本件不開示情報（平成28年10月31日免職処分者の氏名）を開示せよ」及び「理由提示義務を懈怠した瑕疵がある」との趣旨及び理由から、処分の取り消しを求めている。

しかしながら、職員に対し懲戒免職処分を行った場合、公務に対する市民の信頼の回復を図るため、また、他の職員の服務規律の順守の徹底及び非違行為事案の再発防止を図るため、原則として被処分者の氏名を公表することとしている。しかしながら、当該免職処分者については、氏名を公表することにより、職員の健康状態に深刻な影響を及ぼす可能性があり、労働安全衛生法第3条において「事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のために最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。」と規定されているとおり、安全配慮義務の観点から、懲戒免職の公表時点で氏名を公表しないこととしたものである。

今回の行政情報の開示についても上記を踏まえ、行政情報一部開示決定通知書（総人第3259号）の別紙に記載したとおり、条例第7条第2号及び第5号に該当する情報であり、特定の個人が識別できる個人に関する情報又は開示することにより、職員個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報があること、また、市の事務事業に関する情報で、開示することにより、市と職員又は職員相互の信頼関係が損なわれるおそれがあり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、市が既に公表した情報を除いて「氏名」欄を開示しない部分としており、平成28年10月31日免職処分者の氏名は、懲戒免職の公表時点で公表していないことから、不開示としたものである。

また、審査請求人は、「理由提示義務を懈怠した瑕疵がある」と主張しているが、行政情報一部開示決定通知書（総人第3259号）の別紙に開示しない理由を記載しており、平成29年12月26日の開示の際にも、実施機関担当課職員から口頭で不開示とした理由を説明していることから、「理由提示義務を懈怠した瑕疵がある」とはいえない。

なお、審査請求人は、審査請求書に「免職処分でありながら氏名が公表されず理由も明記されていない よって開示せよ」と記載している。平成29年12月26日の開示の際にも、実施機関が開示した「懲戒処分及び懲戒処分に準ずる処分一覧（市長部局）平成28年3月25日～直近まで」に対して、審査請求人は、「平成28年10月31日免職処分者の氏名を不開示としているが、免職処分者であれば氏名を開示すべき。また、不開示とした理由が開示された文書である当該処分一覧に明記されていない。」と同様の主張をしているが、それに対し、実施機関担当課職員からは「懲戒免職の公表時点で、当該職員の健康状態を考慮して氏名を公表しないこととしたものであり、今回の行政情報の開示においても、行政情報一部開示決定通知書の別紙に記載したとおり、市が既に公表した情報を除いて、氏名は不開示としたものである。また、処分一覧は実施機関が懲戒処分及び懲戒処分に準ずる処分について内部管理を目的として作成したものであり、外部に対する公表を目的として作成したものではないため、免職処分でありながら氏名を公表していない理由を明記する必要性がない。」と説明している。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年12月8日に開示請求を行った「懲戒処分及び懲戒処分に準ずる処分一覧表 市長部局に限る 平成28年3月25日～直近まで」である。

実施機関は、文書を特定して一部開示決定を行った。

審査請求人は、本件処分を取り消し不開示とした「平成28年10月31日免職処分者の氏名」について、開示を求めるとして本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

審査請求人が本件審査請求により開示を求めた「平成28年10月31日免職処分者の氏名」は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。そして、当該個人は公務員であるものの、免職処分を受けた個人の氏名を公にすると当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるので、除外事由にもあたらない。

また、被処分者の氏名を開示することにより市と職員または職員相互の信頼関係が損なわれるおそれがあるから、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのある情報であると認められる。

そして、本件処分の通知書に開示しない理由が記載されている。

そのため、審査請求人が本件審査請求により開示を求めた「平成28年10月31日免職処分者の氏名」が、条例第7条第2号及び第5号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成30年 2月 9日	諮問の受理（諮問第497号）
②	令和 7年 5月15日	審議
③	令和 7年 6月19日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 7年 7月17日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	中 澤 和 美	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士
委 員	龍 由 紀 子	弁護士

(五十音順)